

## 減免の申請について (身体障害者手帳、療育手帳の場合)

**※ 減免の対象となる自動車は、車検証の名義が  
障がい者本人の名義の自動車(障がい者本人が所有)です。**

(ただし、「身体障害者手帳で18才未満」、「療育手帳《A1、A2》」の方で家族運転の場合は  
生計を一にする者(同居)が所有する自動車でも可)  
※名義変更が必要な場合は、3月31日までに熊本運輸支局で手続きを行ってください。

### 申請期限 ……期限を過ぎるとその年度は減免できません

- \* 自動車税種別割又は環境性能割が課税されるもの → 登録時又は登録後30日以内
- \* 自動車税種別割及び環境性能割が課税されないもの → 登録日から、登録日の翌年度の6月末まで

### (減免に必要な書類)

<b>本人 運 転</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○減免申請書【印鑑、(認め印で可)】</li> <li>○身体障害者(療育)手帳(原本)</li> <li>○本人の運転免許証(両面の写し)</li> <li>○本人名義の車検証(写し)</li> <li>△既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し</li> </ul>
-----------------------	---

<b>家 族 運 転</b>	<p>★運転者は、手帳所持者本人と同一生計(同居)であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○減免申請書【印鑑、(認め印で可)】</li> <li>○身体障害者(療育)手帳(原本)</li> <li>○同一生計(同居)の運転者の運転免許証(両面の写し)</li> <li>○車検証(写し)</li> <li>○下記の(A)～(D)の証明書のうちいずれか1つ             <ul style="list-style-type: none"> <li>(A)「通学」のとき ……「通学証明書」</li> <li>(B)「通院」のとき ……「通院証明書」 (【病名】と月又は週の【通院日数】が明記されたもの) 慢性疾患で、最低月1回以上の定期的で継続的な自家用車による通院が条件</li> <li>(C)「通所」のとき ……「通所証明書」 (デイケア、デイサービスについては、施設の送迎車を利用できない正当な理由が明記されたもの)</li> <li>(D)「生業」のとき …… 通勤証明書、所得証明書、源泉徴収票など</li> </ul> </li> <li>△既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し</li> <li>△同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なるときは、同居を確認することができる住民票の写し(コピーを提出)</li> </ul>
----------------------------	---

★いずれの場合も、手帳をお持ちの方が入院中・入所中の場合は、原則減免に該当しません。